

令和 8 年度

行政評価の概要

令和 8 年 9 月

葛飾区

はじめに

葛飾区では、厳しい行財政状況の下でも財政破綻を未然に防ぎ、新たな行政需要に対して適切なサービスを展開していくため、平成 14 年度から行政評価制度を導入し、行政の透明性・公開性の向上、説明責任の徹底、成果主義といった視点から、事務事業の見直しに取り組んできました。

平成 14 年度から 19 年度までは、事務事業を対象とした「事務事業評価」を実施し、事務事業の必要性・有効性・効率性等の視点から分析・評価を行い、廃止・縮小を含めた事務事業の見直しに取り組みました。

平成 20 年度から 22 年度までは、評価対象を施策に切り替え「施策評価」を実施し、施策に対する事務事業の貢献度・優先度の視点から分析・評価を行い、経営資源の適正配分を図ってきました。

このように 9 年間にわたる事務事業の見直しを行った結果、廃止・縮小する事務事業数も減少しており、行財政改革の断行という本区における当初の役割は一定程度果たされたものと考えられます。

しかし、行政サービスを取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、行政評価制度を活用した事務事業の見直しを継続する必要があります。

そのため、平成 23 年度からは、区民が利用する行政サービス単位である事務事業を評価対象とする制度に改め、より一層区民に対する説明責任の徹底を図っています。また、事務事業の性質に応じた評価手法を導入することで、さらなる成果の創出やこれまで以上に効率的・効果的な執行方法の実現に努めています。

この報告書は、令和 8 年度行政評価の結果をとりまとめたものです。

目 次

1	葛飾区の行政評価制度	1
1	行政評価制度とは	1
2	行政評価制度の目的	1
3	行政評価の実施	1
4	結果の公表	2
2	令和8年度自己評価の結果	3
1	対象事務事業等	3
2	実施期間	3
3	令和8年度葛飾区行政評価委員会の評価結果	5
1	葛飾区行政評価委員会とは	5
2	行政評価委員の構成	5
3	対象事務事業	5
4	評価期間及び活動実績	5

<別冊1> 令和8年度自己評価の結果

資料：令和8年度評価表及び個票

<別冊2> 令和8年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

資料：令和8年度葛飾区行政評価委員会 答申

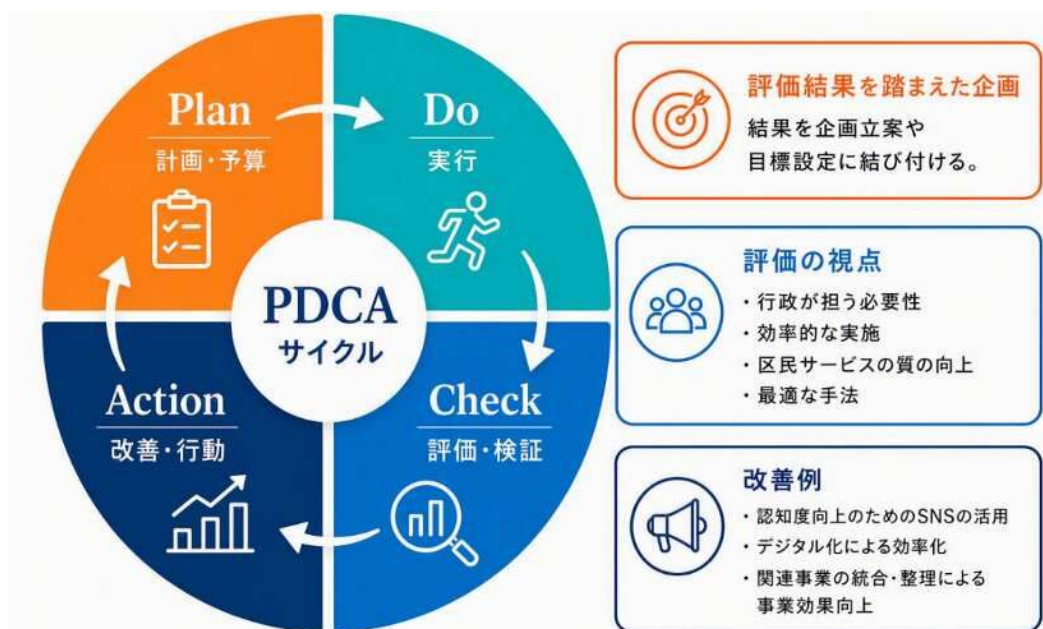
1 葛飾区の行政評価制度

1 行政評価制度

行政評価制度は、区の各事業が区民生活にもたらす効果を客観的に評価し、その結果を改善につなげる仕組みです。

区では、この行政評価制度を活用し、限りある資源をより効果的かつ適切に分配していくために、PDCAサイクルを展開しています。

さらに、事業の目的や実施状況、評価指標、予算・決算状況、評価結果、見直しの方向性等を評価表に記載し公表することにより、本区の現状を区民にわかりやすく示し、区政の透明性を高めるとともに、区民への説明責任を果たしています。



2 行政評価制度の目的

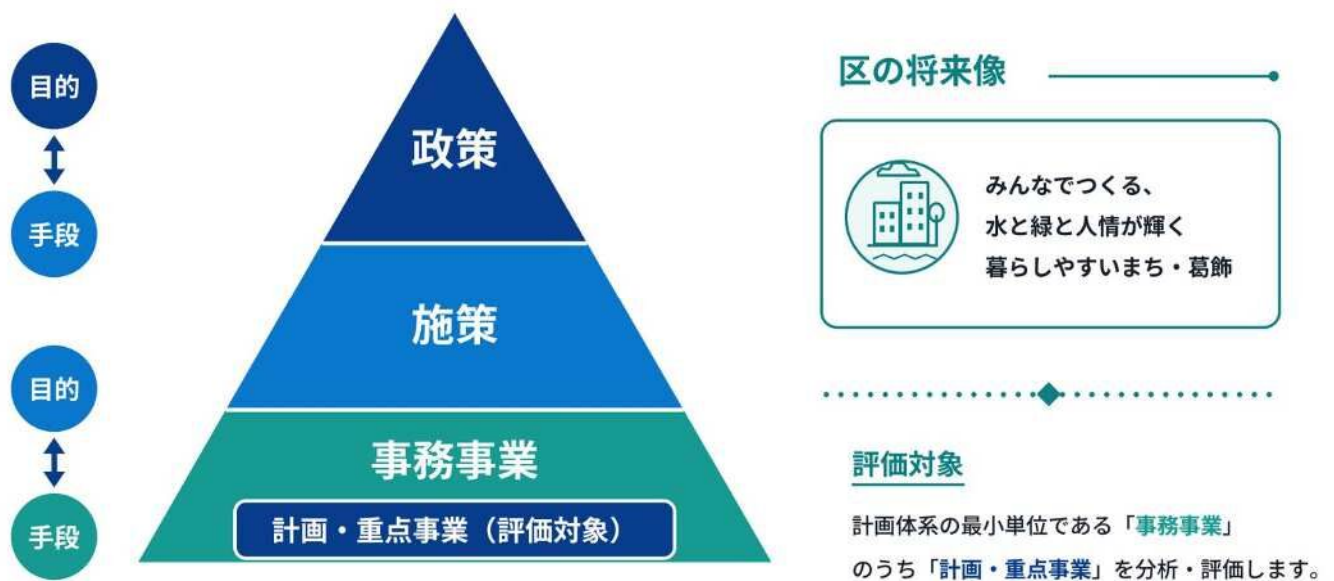
区民への説明責任を果たすとともに、事務事業を不断に見直し、職員の意識改革を図るとともに、事業の質やサービスの一層の向上や効率的・効果的な実施につなげるものです。

3 行政評価の実施

(1) 対象事務事業

本区が行う行政活動は、区の将来像である「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」の実現に向けて、基本計画上の計画体系に合わせて、「政策－施策－事務事業」の3つに体系化されています。

行政評価制度においては、計画体系における最小単位である「事務事業」を評価の対象としています。



（２）自己評価

対象事務事業の所管課において、実績状況に対する考察と多角的な視点での分析を行い、今後の方向性を検討します。

評価結果を踏まえ、予算編成や組織整備等へ適切に反映していきます。

（３）外部評価

区民の視点を取り入れ、評価の客観性を高めるため、区民参加の葛飾区行政評価委員会を設置しています。評価対象として選定した事務事業については、当該委員会において、区民の視点を生かした客観的な評価を実施しています。

詳細は「３ 令和８年度葛飾区行政評価委員会の評価結果」のとおりです。

４ 結果の公表

行政評価の結果は、１０月（予定）から区公式ホームページ、区政情報コーナー（区役所３階３０４番）及び図書館（地区図書館を除く）においてご覧いただけます。

2 令和8年度自己評価の結果

1 対象事務事業

令和8年度の自己評価については、中期実施計画の計画事業及び重点事業のうち、単年度で評価可能な139事業を分析・評価しています。

2 実施期間

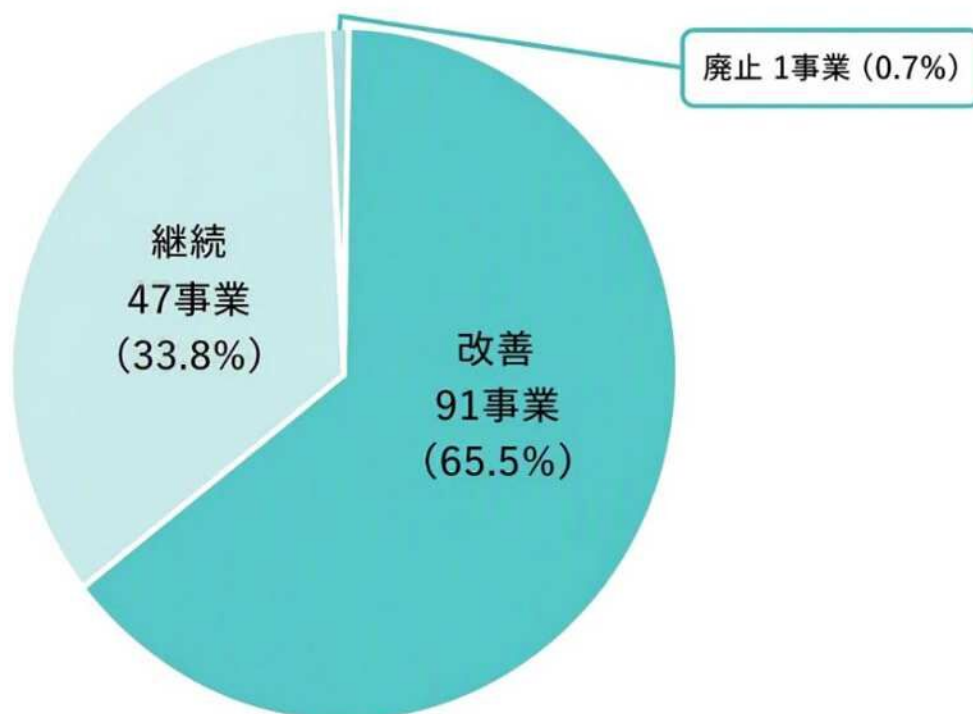
令和8年4月24日から6月12日まで

【参考】令和8年度自己評価における「今後の方向性」の傾向

分析・評価を実施する事務事業については、「評価表」において「評価」を選択肢（「改善」、「継続」あるいは「廃止」）から選び、「評価理由」や「見直しの方向性」について具体的な内容を記載しています。

自己評価の結果、何らかの改善を目指す「改善」が91事業（65.5%）、「継続」が47事業（33.8%）、「廃止」が1事業（0.7%）となりました。

図 評価内訳



区分	定義	事務事業数	比率 (%)
改善	事業の質やサービスの向上（事務・業務改善や業務プロセスの改善含む）等の改善を図るもの	91	65.5
継続	これまでと同様の手法・方向性で事業を継続するもの	47	33.8
廃止	事業の統合や終了により廃止するもの	1	0.7
合 計		139	100.0

3 令和8年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

1 葛飾区行政評価委員会とは

行政評価制度において、区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、平成14年度から区民参加による委員会を設置しています。

委員会は2つの分科会から構成されています。各分科会では、全4回の審議を経て、評価対象事務事業のヒアリングなどに基づく評価結果を区長に答申します。

2 行政評価委員の構成

委員会の委員は、区長が委嘱した18名の委員（学識経験者2名、区内各種団体代表6名、公募区民6名、大学選出4名）により構成されています。

3 対象事務事業

中期実施計画に掲げる事務事業のうち、区民の意見やニーズを的確に把握し、今後の更なる発展につなげる観点から、4事務事業を選定しています。

分科会	事務事業名	担当課
第一分科会	女性視点の防災対策推進	危機管理課
	区民の環境行動推進【助成金】・事業者の環境行動推進【助成金】	環境課
第二分科会	創業支援事業	産業経済課
	認知症事業の充実	高齢者支援課

4 評価期間及び活動実績

(1) 評価期間

令和8年6月18日から9月4日まで

(2) 活動実績

実施時期	会議	主な内容
6月18日	第1回全体会	・委員委嘱 ・行政評価制度の説明等
6月下旬～8月中旬	各分科会（全8回） （2分科会×4回）	・事務事業ヒアリング ・事務事業評価
9月4日	第2回全体会	・評価結果の区長への答申
令和9年2～3月 （予定）	第3回全体会	・評価結果に対する区の実施報告

